

地域における産業集積の形成及び産業集積の活性化の促進に関する基本的な方針の一部を改正する告示 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、告示第一号
経済産業省、国土交通省

○地域における産業集積の形成及び産業集積の活性化の促進に関する基本的な方針

(平成十九年)

改正後	現 行
<p>第1号 産業集積の形成等の意義及び目標に関する事項</p> <p>(前略)</p> <p>すなわち、地域における産業集積の形成及び産業集積の活性化(以下「産業集積の形成等」という。)は、当該産業及び主要関連産業の事業活動の拡大、又は、新たな企業の立地等を通じて、地域の生み出す付加価値を増大するものであり、その効果的な取組は、優良な雇用機会を創出する。<u>特にグリーン・イノベーションやライフ・イノベーションといった成長分野への取組は、今後新たな需要と雇用の創出が一層促進されること</u>が期待されることから重要である。<u>こうした取組は、地域外から所得を得る産業、地域内での需要に対応して付加価値を生み出す産業の双方を活性化し、地域全体の活力を高めることとなる。</u></p> <p>(中略)</p> <p>〔基本計画に定められるべき産業集積等の目標〕</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p>	<p>第1号 産業集積の形成等の意義及び目標に関する事項</p> <p>(前略)</p> <p>すなわち、地域における産業集積の形成及び産業集積の活性化(以下「産業集積の形成等」という。)は、当該産業及び主要関連産業の事業活動の拡大、又は、新たな企業の立地等を通じて、地域の生み出す付加価値を増大するものであり、その効果的な取組は、優良な雇用機会を創出する。<u>これにより</u>、地域外から所得を得る産業、地域内での需要に対応して付加価値を生み出す産業の双方を活性化し、地域全体の活力を高めることとなる。</p> <p>(中略)</p> <p>〔基本計画に定められるべき産業集積等の目標〕</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 目標達成に向けたアクションプランとスケジュール</p>

- ③ (略)
- ④ (略)
- ⑤ 目標達成に向けたアクションプランとスケジュール
 事業者の設備投資や高度な技術開発、事業活動に必要な
 人材育成やインフラ整備等、計画達成には様々な事項が計
 画的に推進される必要がある。この際、大規模なインフラ
 整備等には相当な長期間を要する場合もあるが、企業を取
 り巻く経済情勢の変化を踏まえると、あまりに長期の計画
 は企業ニーズから乖離するおそれもある。このため、基本
 計画の計画期間は原則5年とし、その期間内においても定
 期的な見直しと必要に応じた改訂を行うものとする。ま
 た、基本計画の初年度から最終年度にかけて、基本計画に
 関与する自治体、事業者等が目標達成に向けて行うべき事
 項を具体的に記載したアクションプランを明示すること
 とする。

なお、計画期間終了後、さらに継続して事業を実施する
 必要があると見込まれる場合には、企業を取り巻く経済情
 勢の変化や企業ニーズ、それまでの計画の実施状況の評価
 を踏まえ、改めて基本計画を策定することとする。

- 第2号 (略)
- 第3号 (略)
- 第4号 工場又は事業場、工場用地又は業務用地、研究開発のた
 めの施設又は研修施設その他の事業のための施設の整

事業者の設備投資や高度な技術開発、事業活動に必要な
 人材育成やインフラ整備等、計画達成には様々な事項が計
 画的に推進される必要がある。この際、大規模なインフラ
 整備等には相当な長期間を要する場合もあるが、企業を取
 り巻く経済情勢の変化を踏まえると、あまりに長期の計画
 は企業ニーズから乖離するおそれもある。このため、基本
 計画の計画期間は原則5年とし、定期的な見直しと必要に
 応じた改訂を行うものとする。また、基本計画の初年度か
 ら最終年度にかけて、基本計画に関与する自治体、事業者
 等が目標達成に向けて行うべき事項を具体的に記載した
 アクションプランを明示することとする。

- 第2号 (略)
- 第3号 (略)
- 第4号 工場又は事業場、工場用地又は業務用地、研究開発のた
 めの施設又は研修施設その他の事業のための施設の整

備（既存の施設の活用を含む。）、高度な知識又は技術を有する人材の育成その他の円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備に関する基本的な事項

(1) (略)

(2) 産業用共用施設の整備等

ビジネスにおけるスピードが加速度的に速まっている今日、事業者は立地選定から操業開始までの期間を重視している。他方、一定規模の用地を確保する場合には、地権者との交渉などに相応の時間や費用を要するのが実態である。このため、自治体においては、既存の工業団地や工場跡地などの工場適地や業務用地に関する情報を体系化し、事業者に適切に開示することが必要である。また、既存の工業団地について、事業者のニーズに柔軟に対応することが重要である。さらに、集積業種の円滑な立地に向けて、関連企業との連携、人材の確保、物流コストの低減等、立地条件に優位性を持つ工業団地の整備等を進めることが望ましい。

また、産業集積の形成等を効果的に促進するためには、事業活動の安定継続を見据えながら、貸工場やインキュベーション施設、高度な検査機器等を備えた試験研究施設、最新鋭の実習用製造装置等を整備した人材育成機関、物流コスト低減とエネルギー利用効率向上に資する物流施設等、当該地域に必要な施設整備に取り組むことが重要である。さらに、スマートグリッドや蓄電池等を活用して安定的に再生可能エネルギーを供給することを可能とする設備や、共用の水リサイクル施設等の資源の有効活用等に資する新たな産業インフラの充実

備（既存の施設の活用を含む。）、高度な知識又は技術を有する人材の育成その他の円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備に関する基本的な事項

(1) (略)

(2) 産業用共用施設の整備等

ビジネスにおけるスピードが加速度的に速まっている今日、事業者は立地選定から操業開始までの期間を重視している。他方、一定規模の用地を確保する場合には、地権者との交渉などに相応の時間や費用を要するのが実態である。このため、自治体においては、既存の工業団地や工場跡地などの工場適地や業務用地に関する情報を体系化し、事業者に適切に開示することが必要である。また、既存の工業団地について、事業者のニーズに柔軟に対応することが重要である。さらに、集積業種の円滑な立地に向けて、関連企業との連携、人材の確保、物流コストの低減等、立地条件に優位性を持つ工業団地の整備等を進めることが望ましい。

また、産業集積の形成等を効果的に促進するためには、貸工場やインキュベーション施設、高度な検査機器等を備えた試験研究施設や最新鋭の実習用製造装置等を整備した人材育成機関、物流コスト低減とエネルギー利用効率向上に資する物流施設等、当該地域に必要な施設整備に取り組むことが重要である。

が望まれる。

- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) (略)

(6) 東日本大震災の教訓を踏まえた地域が一体となった継続計画の策定

平成23年3月に発生した東日本大震災による被害は、施設設備等に対する直接被害のみならず、地域における企業間取引の断絶等、企業の事業継続性にも大きな影響を与えるものであった。企業によっては、様々な災害リスクに対応するため、これまでにも、事業継続計画を策定し、災害が発生した場合でも、事業リスクをなるべく小さくするとともに、できる限り早急に事業を復旧するための備えを行ってきたところもある。しかしながら、一般の東日本大震災においては、供給網（サプライチェーン）全体の可視化や物流ルートの多重化等が不十分であったこと、さらには、現行の事業継続計画では、地域における企業間取引の断絶等に対する対応が難しく、地域産業集積基盤の維持や地域雇用に対しては効果的ではなかったことが指摘された。こうした教訓を踏まえると、今後は、企業ごとで定める事業継続計画の見直しに加え、企業や行政等も含めた地域が一体となった継続計画の策定を検討していくことが重要である。

- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) (略)

(新設)

第5号 地方公共団体相互の広域的な連携に関する事項及び産

第5号 地方公共団体相互の広域的な連携に関する事項及び産

業集積の形成等に密接な関係を有する者と地方公共団体との連携に関する基本的な事項

事業者の経済活動の範囲は既存の行政区域には捕らわれず、製品やサービスの生産、販売等の事業活動や従業員の通勤、生活などは、複数の市町村にまたがり、場合によっては県境、さらには国境を越えて行われている。このことから、基本計画に参加する地域の特長や実際の事業活動の状況等を踏まえ、一定の地理的範囲で、それぞれの地域特性に応じた役割分担や機能の連携等が合理的なものとなっていることを前提に、広域連携の下で、特色ある基本計画を策定し、実施することが重要である。

具体的には、例えば、ある自治体では立地地点としての工業用地整備や各種インフラ整備に取り組み一方で、当該地域での業務に従事する従業員の多くが居住すると見込まれる地域では教育機関での人材育成や生活環境の整備、通勤に必要なインフラ充実等の施策に取り組みような役割分担が考えられる。また、広域的な整備及び活用により特に費用対効果が高まると考えられる工業用水等の産業インフラの整備や高度試験研究施設の設置などについても、重複投資の排除や行政コスト削減の観点から、広域にわたる複数の自治体が連携して取り組むことが重要である。加えて、地域が一体となった継続計画を策定する際にも、企業や行政等を含め、地域が連携して、産業インフラに係る防災・減災情報の共有、供給網（サプライチェーン）の可視化、物流ルートの多重化等に取り組むことが実効性のある計画とする上で重要となる。かかる広域的な取組は、異なる

業集積の形成等に密接な関係を有する者と地方公共団体との連携に関する基本的な事項

事業者の経済活動の範囲は既存の行政区域には捕らわれず、製品やサービスの生産、販売等の事業活動や従業員の通勤、生活などは、複数の市町村にまたがり、場合によっては県境、さらには国境を越えて行われている。このことから、基本計画に参加する地域の特長や実際の事業活動の状況等を踏まえ、一定の地理的範囲で、それぞれの地域特性に応じた役割分担や機能の連携等が合理的なものとなっていることを前提に、広域連携の下で、特色ある基本計画を策定し、実施することが重要である。

具体的には、例えば、ある自治体では立地地点としての工業用地整備や各種インフラ整備に取り組み一方で、当該地域での業務に従事する従業員の多くが居住すると見込まれる地域では教育機関での人材育成や生活環境の整備、通勤に必要なインフラ充実等の施策に取り組みような役割分担が考えられる。また、広域的な整備及び活用により特に費用対効果が高まると考えられる工業用水等の産業インフラの整備や高度試験研究施設の設置などについても、重複投資の排除や行政コスト削減の観点から、広域にわたる複数の自治体が連携して取り組むことが重要である。かかる広域的な取組は、異なる基本計画を策定する自治体間でも効果を発揮するものと考えられ、行政運営に当たっては常に広域連携の視点を持つことが大切である。

さらに、業集積の形成等に当たっては、自治体と民間事業者、商工会や商工会議所等の地域の経済団体、地域の大学を始

基本計画を策定する自治体間でも効果を発揮するものと考えられ、行政運営に当たっては常に広域連携の視点を持つことが大切である。

さらに、産業集積の形成等に当たっては、自治体と民間事業者、商工会や商工会議所等の地域の経済団体、地域の大学を始めとする研究機関、教育機関等との緊密なネットワークを構築し、施策の広報から個別具体的な事業への支援や協力まで、様々な活動に取り組むことが重要である。このため、例えば、工業高校等で行われる教育に係る内容を基本計画に盛り込む場合には、教育委員会や私立学校主管部局とあらかじめ十分な連絡調整を図るなど、関連機関の連携・協力が得られるよう十分配慮する必要がある。

第6号 (略)

第7号 環境の保全その他の産業集積の形成等の促進に際し配慮すべき事項

企業立地を始めとする様々な事業活動は、安心できる安全な住民生活や環境の保全など、地域社会が追求する様々な価値観と調和の取れた形で進められることが重要である。特に、企業の立地先決定において人材確保は重要な判断要素となっていくことから、良質の人材が確保できるような環境の整備が重要である。こうした環境整備については、そこに住む人の視点に立って取り組んでいくことが必要である。これにより初めて、企業立地等を通じた特色ある地域の産業集積が、自律的かつ持

めとする研究機関、教育機関等との緊密なネットワークを構築し、施策の広報から個別具体的な事業への支援や協力まで、様々な活動に取り組むことが重要である。このため、例えば、工業高校等で行われる教育に係る内容を基本計画に盛り込む場合には、教育委員会や私立学校主管部局とあらかじめ十分な連絡調整を図るなど、関連機関の連携・協力が得られるよう十分配慮する必要がある。

第6号 (略)

第7号 環境の保全その他の産業集積の形成等の促進に際し配慮すべき事項

企業立地を始めとする様々な事業活動は、安心できる安全な住民生活や環境の保全など、地域社会が追求する様々な価値観と調和の取れた形で進められることが重要である。特に、企業の立地先決定において人材確保は重要な判断要素となっていくことから、良質の人材が確保できるような環境の整備が重要である。こうした環境整備については、そこに住む人の視点に立って取り組んでいくことが必要である。これにより初めて、企業立地等を通じた特色ある地域の産業集積が、自律的かつ持

持続的な経済成長を可能とすると言える。また、企業立地を通じた地域の産業集積によって、犯罪及び事故を増加させ、又は地域の安全と平穩を害することのないよう配慮することが重要である。

このため、例えば、都市緑地法等を活用し、緑の基本計画を策定する等の環境保全に取り組んでいくことが重要である。また、緑地確保のみならず、大気汚染防止対策、排水処理、土壌汚染防止対策、騒音・振動対策及び悪臭対策並びに地球温暖化対策など、事業活動に伴い課題が生じうる事項への対策に対する環境保全の取組、さらに住民の理解を得るための取組が自治体には求められる。また、防犯設備や防犯体制、犯罪や事故の発生時における警察への連絡体制の整備、災害発生時を想定した地域が一体となった継続計画の策定等、地域の安全と平穩等を確保するために効果を有する取組を住民の理解を得ながら行っていくことが重要である。

この他、基本計画を通じた産業集積の形成等に当たっては、国や都道府県、市町村等の定める次の計画等との調和を保持し、また、都市機能の無秩序な拡散の防止や、農林漁業の健全な発展との調和の確保に十分配慮する必要がある。

- ① 国土形成計画
- ② 都市計画（都市計画法第 18 条の 2 の市町村の都市計画に関する基本的な方針を含む）
- ③ 中心市街地の活性化に関する法律に規定する基本方針及び基本計画
- ④ 河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国又は地方公共団体（港務局を含む）の計画

持続的な経済成長を可能とすると言える。また、企業立地を通じた地域の産業集積によって、犯罪及び事故を増加させ、又は地域の安全と平穩を害することのないよう配慮することが重要である。

このため、例えば、都市緑地法等を活用し、緑の基本計画を策定する等の環境保全に取り組んでいくことが重要である。また、緑地確保のみならず、大気汚染防止対策、排水処理、土壌汚染防止対策、騒音・振動対策及び悪臭対策並びに地球温暖化対策など、事業活動に伴い課題が生じうる事項への対策に対する環境保全の取組、さらに住民の理解を得るための取組が自治体には求められる。また、防犯設備や防犯体制、犯罪や事故の発生時における警察への連絡体制の整備など、地域の安全と平穩等を確保するために効果を有する取組を住民の理解を得ながら行っていくことが重要である。

この他、基本計画を通じた産業集積の形成等に当たっては、国や都道府県、市町村等の定める次の計画等との調和を保持し、また、都市機能の無秩序な拡散の防止や、農林漁業の健全な発展との調和の確保に十分配慮する必要がある。

- ① 国土形成計画
- ② 都市計画（都市計画法第 18 条の 2 の市町村の都市計画に関する基本的な方針を含む）
- ③ 中心市街地の活性化に関する法律に規定する基本方針及び基本計画
- ④ 河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国又は地方公共団体（港務局を含む）の計画
- ⑤ 農業振興地域整備基本方針及び農業振興地域整備計画

<p>⑤ <u>農業振興地域整備基本方針及び農業振興地域整備計画</u> <u>(削る)</u></p> <p>第8号 (略)</p> <p>第9号 (略)</p>	<p>⑥ <u>地方自治法第2条第4項の基本構想、当該自治体の総合</u> <u>計画</u></p> <p>第8号 (略)</p> <p>第9号 (略)</p>
--	---